

住宅の耐震化を応援します！

～令和6年度 広島市住宅耐震改修等補助事業の募集案内・申込書～

1 「広島市住宅耐震改修等補助事業」の目的

阪神・淡路大震災の犠牲者の約9割は、住宅の倒壊等によるものとされており、住宅の耐震化は市民の生命・財産を守るうえで重要な課題となっています。

広島市住宅耐震改修等補助事業は、耐震性が十分でない住宅に対する耐震改修事業・現地建替え事業・非現地建替え事業・除却事業に要する費用の一部を補助することにより、住宅の耐震化の促進を図ることを目的としています。

2 補助の対象

(1) 補助対象住宅

- ・ 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅
- ・ 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された一戸建て住宅
- ・ 地階を除く階数が2以下
- ・ 販売を目的とするものでないもの
- ・ 国又は他の地方公共団体から、本事業の補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないもの
- ・ 耐震診断による上部構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）又は簡易耐震診断*による評点の合計が7以下であるもの

※ 簡易耐震診断は、現地建替え事業、非現地建替え事業及び除却事業に限ります。

(2) 補助対象者

- ・ 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族
- ・ 補助対象住宅に居住している者又は居住予定者※
（居住予定者は、耐震改修事業及び現地建替え事業に限ります。）
- ・ 補助対象事業完了後も広島県内に居住する者
- ・ 世帯の主たる生計維持者の市税の滞納がないもの
- ・ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得金額が1,200万円以下であるもの

※ 「居住予定者」とは、耐震改修事業及び現地建替え事業の完了後、耐震改修事業においては補助対象住宅、現地建替え事業においては新たに建築する住宅に居住を予定している方で、実績報告の時点において当該住宅に居住している方をいいます。

(3) 補助対象事業

区分	耐震改修事業	現地建替え事業	非現地建替え事業	除却事業
事業概要	補助対象住宅の上部構造評点を1.0以上（一応倒壊しない）にするために必要な補強工事で、建築士が設計・工事監理するもの	補助対象住宅を取り壊し、同一の敷地に新たに住宅を建築するもの	補助対象住宅を取り壊し、別の敷地に新たに住宅を建築するもの	補助対象住宅を取り壊し、耐震性を有する住宅に組み替えるもの
要件等	—	新たに建築する住宅は、省エネ基準に適合するものであり、かつ、土砂災害特別警戒区域外にあるものに限る。	—	—
		補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善すること。		

※ 災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）において現地建替え事業を行う場合は、補助対象外となる可能性があります。広島市住宅政策課までお問い合わせください。

3 耐震診断・簡易耐震診断について

- 耐震診断は、(一財)日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、建築士が実施したものとします。
- 簡易耐震診断は、国土交通省住宅局監修、(一財)日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価したものとします。

4 補助額・募集件数

区分	耐震改修事業	現地建替え事業	非現地建替え事業	除却事業
補助率	耐震改修事業に要する費用のうち、耐震改修工事費の80%	現地建替え事業に要する費用のうち、現地建替え工事費の80%	非現地建替え事業に要する費用のうち、除却工事費の23%	除却工事費の23%
限度額	100万円/戸	100万円/戸	50万円/戸	50万円/戸
募集件数	8戸		4戸	

5 申込み方法

次ページの申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。(FAX または電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。)

申込書の内容を審査の上、補助金交付の対象となった方には、結果通知書と併せて、補助申請に関する書類を送付します。

○ 申込み受付期間

令和6年4月15日(月)から 令和6年4月26日(金)午後5時まで(必着)

※ 持参による申込みの受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までです。

※ 募集件数に達しない場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

○ 申込み後の主な流れ

- ・ 申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・ 補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・ 補助対象事業に要する費用の見積書等を添付し、補助金交付申請書を広島市に提出します。(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)

6 注意事項

- 本事業を利用する場合、市から送付する補助金交付決定通知書を受領した後でなければ、補助対象事業の契約や工事を行うことはできません。
- 本事業を利用する場合、令和7年1月末日までに補助対象事業を完了し、実績報告書を提出する必要がある。

【 問合せ・申込先 】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール jutaku@city.hiroshima.lg.jp



市 HP

【 広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/6326.html> 】

総合トップページ > 分類でさがす > くらし・手続き > 住まい

> リフォーム・住宅補助制度 > 住宅の耐震化を応援します!

受付番号 第 号

令和6年度 広島市住宅耐震改修等補助事業申込書

令和 年 月 日

申込者（所有者等） フリガナ
氏名
住所 〒
電話番号
補助対象となる住宅の所在地（現住所と異なる場合）
〒

予定している補助対象事業

- * いずれかにチェックしてください。
- 耐震改修事業 現地建替え事業
 非現地建替え事業 除却事業

補助対象住宅の要件の確認

- * 次のすべての条件を満たしていることを確認の上、チェックしてください。
- 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅である。
 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された一戸建て住宅^{※1}である。
（建築時期： 年 月 日）
※1・店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。
・過去に増築が行われている場合について
建築基準法上、建築確認申請手続の必要性の有無にかかわらず、増築を行う場合には既存部分も含め増築時の耐震基準に適合させなければならないとされているため、昭和56年6月1日以降に増築された住宅は、その当時の耐震基準（新耐震基準）を満たしていると判断し、原則、補助対象外となります。不明点等ございましたら、広島市住宅政策課までお問い合わせください。
- 地階を除く階数が2以下である。
 販売を目的とするものでない。
 国又は他の地方公共団体から、広島市住宅耐震改修等補助事業の補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないものである。

- * いずれかにチェックしてください。
- 耐震診断の結果、構造評点が0.7未満である^{※2}
※2：構造評点は、建築士の作成した耐震診断結果報告書により確認してください。
 簡易耐震診断による評点の合計が7以下である。
（現地建替え事業・非現地建替え事業・除却事業に限ります。）

補助対象者の要件の確認

- * 次のすべての条件を満たしていることを確認の上、チェックしてください。
- 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族である。
 補助対象住宅に居住している者又は居住予定者^{※3}である。
※3：居住予定者は、耐震改修事業及び現地建替え事業に限ります。
 補助対象事業完了後も広島県内に居住する予定である。
 世帯の主たる生計維持者の市税の滞納がない。
 世帯の主たる生計維持者の前年の所得金額が1,200万円以下である。

申込書記入例

受付番号 第 号

受付番号は記入しないで
ください。

令和6年度 広島市住宅耐震改修等補助事業申込書

令和〇年〇月〇日

連絡先の電話番号を忘れず
ご記入ください。

申込者（所有者等） フリガナ ヒロシマ タロウ
氏名 広島 太郎
住所 〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話番号 082-504-2292
補助対象となる住宅の所在地（現住所と異なる場合）
〒

申込者が「居住予定者」
の場合に記入してください。

予定している補助対象事業

- * いずれかにチェックしてください。
- 耐震改修事業 現地建替え事業
 非現地建替え事業 除却事業

補助対象住宅の要件の確認

- * 次のすべての条件を満たしていることを確認の上、チェックしてください。
- 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅であること。
 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された一戸建て住宅である。
（建築時期： 昭和45年 月 日）
- ※1・店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。
・過去に増築が行われている場合について
建築基準法上、建築確認申請手続の必要性の有無にかかわらず、増築を行う場合には既存部分も含め増築時の耐震基準に適合させなければならないとされているため、昭和56年6月1日以降に増築された住宅は、その当時の耐震基準（新耐震基準）を満たしていると判断し、原則、補助対象外となります。不明点等ございましたら、広島市住宅政策課までお問い合わせください。
- 地階を除く階数が2以下である。
 販売を目的とするものでない。
 国又は他の地方公共団体から、広島市住宅耐震改修等補助事業の補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないものである。
- * いずれかにチェックしてください。
- 耐震診断の結果、構造評点が0.7未満である※2
※2：構造評点は、建築士の作成した耐震診断結果報告書により確認してください。
 簡易耐震診断による評点の合計が7以下である。
（現地建替え事業・非現地建替え事業・除却事業に限ります。）

不明であれば、概ね昭和〇〇
年のみで構いません。ただし、
昭和56年5月31日以前に
着工されたものが対象です。

補助対象者の要件の確認

- * 次のすべての条件を満たしていることを確認の上、チェックしてください。
- 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族である。
 補助対象住宅に居住している者又は居住予定者※3である。
※3：居住予定者は、耐震改修事業及び現地建替え事業に限ります。
 補助対象事業完了後も広島県内に居住する予定である。
 世帯の主たる生計維持者の市税の滞納がない。
 世帯の主たる生計維持者の前年の所得金額が1,200万円以下である。